

平成21年4月21日

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目4番18号 梅ヶ枝中央ビル9階

近畿合同法律事務所

新宮市代理人 弁護士 近藤 正昭 様 弁護士 伊藤 正晃 様

〒640-8152 和歌山市十番丁72 カサデ丸の内201

(有) ガイア内 和ネット 代表 吉田 益夫

TEL 073-482-7170 FAX 073-432-1616

写:

新宮市春日1番1号 新宮市長 佐藤 春陽 様

当サイト掲示板 スレッド 新宮市役所総務課で不倫してます。

スレッド削除、投稿者情報開示検討状況について

前略

さて、標記の件について、下記の通り検討状況を報告いたします。

標記の件については、慎重に事実関係の調査を行っておりますが、

当サイト新宮のスタッフが、複数の目撃者より目撃情報を聴取したところ、

休日に庁舎内で不倫行為をやっていると思われる方も仕方のない行動を

行っている男女の存在を確認しております。

かなり以前からこの男女は、こういう行動を行っていたので、新宮市職員の間でかなり以前から風評が立っていたと思われま

問題になったスレッドは、こういう風評に対する事実調査の要求、事実であれば、

該当職員の処分の要求が、主だと思われま

すが、和歌山県の査察官制度のような

ものが、新宮市には見当たらず、当サイトに投稿されたのだと思われま

す。新宮市で和歌山県の査察官制度みたいなものを扱う部課があれば、この問題を

引き継げば、投稿者もこのスレッドは不要になると思われま

すので、引継ぎ可能であれば、引継ぎ完了後、このスレッドは問題なく削除できます。

投稿者情報開示（当サイトは書き込み IP アドレスしか持っていません）の件ですが、

新宮市は、当事者本人、当事者代理人でもないのお出しできませんが、当事者で

あっても、この件は名誉毀損が目的でないのが明白で、プロバイダ責任制限法ガイ

ドライン中の下記項目が該当すると判断しましたので、名誉毀損での投稿者情報

開示については、応じるべきではないと判断しております。

これは、新宮市職員の間で、かなり以前から風評が立っていた可能性が高く、

投稿者にすべての責任を押し付けるのには、無理がありすぎるとの判断もあります。  
また新宮市に査察官制度があれば、当サイトには投稿がなかったものとも思われます。

①公共の利害に関する事実に係り、②専ら公益を図る目的に出た場合において、  
③摘示された事実が真実であると証明された場合には違法性がなく、仮に  
摘示された事実が真実でなくても行為者において真実と信ずるについて相当の理由が  
ある場合には、故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないとされている  
(最高裁第一小法廷昭和41年6月23日判決・民集20巻5号1118頁)。

以上、当事者本人、当事者代理人以外の要求なので、かなりイレギュラーな処置となります  
ますが、当サイトでの検討状況を取り急ぎ報告いたします。なお、プロバイダ責任制限法  
に従った正式な回答書は、上記の調整が完了した後に提出を検討いたします。

敬 具